

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和5年10月30日(月) 開会 午後 3時 閉会 午後 4時
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長 川人 泰博
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 宮崎 学 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫 14番委員 植田美恵子 15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁 18番委員 政岡 茂</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 武市 直樹 2番委員 安廣 貴明 3番委員 宮本 忠佳 4番委員 山本 美香 5番委員 長谷川豊司 8番委員 原田 和彦 10番委員 奥田 雅之 11番委員 松浦 義幸 15番委員 廣瀬 佳輝</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>14番委員 鈴木 隆大 16番委員 美間 亮 17番委員 近藤 和隆</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>付議案件</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第 1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第 2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第 3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第 4号議案 非農地通知の審議について 第 5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 第 6号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第 7号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について 3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 5. 農地法第18条第6項の処理について 6. 農地改良届について 7. 農地であることの証明について 8. 地目変更登記に係る照会に対する回答について

(開会 午後3時)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は川人会長が務めることとなっております。進行をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今から、令和5年10月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える17名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号1番岸本昇委員、議席番号19番市岡沙織委員です。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号5番大貝美治委員と、議席番号14番植田美恵子委員の両名を指名します。よろしくお願いいたします。これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後271aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

2番は、貸人と借人との間で、営農型太陽光発電設備のために、農地1筆に区分地上権を設定しようとするものです。設定期間は令和6年3月1日から令和9年2月28日までの3年間です。なお、2番は同時に5条許可申請が出ております。5条許可が許可されない場合は、3条許可も行うことができません。許可日も5条許可と同日になります。また、営農型太陽光発電設備については、5条許可の方で詳しく御説明させていただきます。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地5筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後415aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与による贈与で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後22aに至り、譲受人は対象地において、菜の花やカボチャの栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後228aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後40aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後35aに至り、譲受人は対象地において、大豆、カリフラワー、ブロッコリーなどの野菜の栽培を行うとのことです。

8番は、貸人から借人へ、一部経営移譲に伴い、農地2筆に使用貸借権を設定する

ものです。設定期間は許可日から3年間です。借人の耕作面積は許可後148aに至り、借人は対象地において、レンコンの栽培を行うとのことです。

9番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後94aに至り、譲受人は対象地において、イチゴの栽培を行うとのことです。

10番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後282aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上10件で、対象地は、田17,269㎡、畑502㎡、合計17,771㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見が無いようですので採決いたします。第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、1番と3番から10番を許可し、2番案件は、5条許可の審議の結果に合わせることに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第1号議案については1番と3番から10番を許可し、2番案件は5条許可の審議の結果に合わせることに決定いたしました。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書3ページを御覧ください。1番の申請地は、10ha以上の規模の一団の農地内にある第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である一時的な利用に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。申請人は、1筆ごとに高低差があり、耕作に支障をきたしていた農地の営農の効率化を目的とし、農地改良を計画し一時転用するものです。本案件は一時転用の更新となり、当初は、昨年8月に1年間で一時転用許可をしましたが、その後、客土工事にかかる工事資材の高騰及び資材不足等による調達状況が変化したため、工事業者との調整に時間を要したとのことで、今回は2年間の更新申請となります。工事の進捗は約5割で、工事完了後は、水稻を栽培する計画です。以上、本案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。

第2号議案は以上1件で、地目は、田のみ1,749㎡で、転用目的の内訳は、その他施設用地です。以上、御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、本案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請については、本案件を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第2号議案は、本案件を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書4ページをお開きください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は建設業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

2番の申請地は、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である一時的な利用に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。地上権を設定し、太陽光発電事業を営んでいる借人が営農型太陽光発電施設に一時転用するものです。この営農型太陽光発電施設の制度や審査基準等について、詳しく説明します。まず、営農型太陽光発電とは、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電を設置し、農業と発電事業を同時に行うものです。一時転用の部分は支柱の部分であり、支柱の面積×本数が転用面積で、本案件では合計0.35㎡となります。一時転用期間については、農地区分や営農者によって3年～10年で許可しており、本案件の場合は3年で、許可されますと3年毎に、更新許可を繰り返す必要があります。また、転用許可後は、農作物の生育等にかかる状況の報告を毎年求め、営農の適切な継続が確保されているか確認することになります。また、パネルを支える支柱は容易に撤去できるように施工されているか、また、下部の空間の最低地上高が約2m以上確保されているかを判断することになり、本案件は、この基準を満たす図面となっています。貸人についても、営農の適切な継続が確保される必要があり、農作物が遮光下で地域の平均的な単収と比較して8割以上の収量が確保できる見込みがあることへのデータや、労働力、並びに販売先等についても審査します。本案件で営農する農作物はサカキです。直射日光に当たらない濃い緑色の葉が商品価値が高いとされ、太陽光パネルの下部は、直射日光を遮りつつ散乱光でほどよく、徳島市での気候条件や生育環境等に問題がないことを記載した資料の提出があります。農作業者は、土地所有者である貸人の職員2名が行い、農作業歴が4年あります。使用する農業機械はトラクター1台、畝立て機1台、噴霧器4台を計画しています。単収及び販売先については、当初の4年は生育のみで、収穫できるのは5年目以降となります。5年目は10aあたりの単収見込みは約2,300本で、販売価格は約12万円、それから徐々に本数を増やし、9年目には約10aあたり約6,000本で約30万円とする計画です。また、地区審査の際には、営農者の代表取締役から地元農業委員に説明があり、現地の状況をみながら営農計画を確認しております。

続きまして3番の説明に移ります。3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が非農家の世帯分離住宅に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し建設コンサルタント業を営んでいる借人が露天駐車場に転用するものです。申請地は当初、会社の社屋の建築に伴い、令和3年11月から令和5年10月まで一時転用として許可していましたが、新たに別の社屋も建築することになり、令和8年10月30日までの一時転用の更新申請となります。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。借人は、建設業を営んでおり、賃貸借権を設定し、令和5年12月から令和7年3月まで露天駐車場及び露天資材置場として一時転用するものです。以上、全案件につきましては、

農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である 1 番、5 番案件と農地区分が甲種農地である 2 番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は全5件で、地目は、田のみ5,583.18㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地343.29㎡、駐車場・資材置場が5,239.54㎡、その他施設用地が0.35㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、1 番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の武市推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

武市推進委員 今月12日の午前10時より、1 番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、岸本委員、瀬畑委員と私の3名と転用者側1名、事務局2名の6名です。申請対象の農地は、丈六町八反田にあり、第2種農地に区分されるということです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。土地の造成については、現況の高さのままで碎石を敷いて整地し、隣接地との間にある既存のコンクリート壁をそのまま使用します。排水については、雨水のみであり、地下浸透および隣接する水路に放流する計画で、地元の土地改良区からの意見書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、多家良地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。続きまして2番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の野口委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

野口委員 今月17日の午前10時30分より2 番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は、佐野委員、宮本委員、山本委員と私の4名と転用者側2名、事務局2名の8名です。申請地の位置は、方上小学校から東へ約700mにあり、甲種農地に区分されるということです。転用目的は、営農型太陽光発電施設であり、支柱の部分の面積について3年間、一時転用するものです。借人は太陽光発電事業を営んでおり、パネルの高さは約2mあり、トラクター等の農業機械に必要な空間が確保されています。営農者は、土地所有者であり、パネルの下部でサカキを栽培します。最初の4年間は、肥料と除草を行い、収穫は5年目以降となります。農作業の従事者は2人を予定しており、営農指導体制として、サカキの出荷先であり、栽培経験も豊富な会社からの指導を受ける予定です。このほか、地域の平均的な単収の8割以上が確保できる根拠となる資料及び、知見を有する者の意見書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、勝占地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。続きまして5番案件の地区審査に参加していただいた、

国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 10月12日の午後1時30分より、5番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、美間推進委員と私の委員2名、転用者側2名、事務局2名の6名です。申請対象の農地は、国府町中字高畑にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と借人との間で賃貸借権を設定し、露天駐車場及び露天資材置場に転用しようとするものです。借人は、対象地付近で建築工事を請け負っており、作業員の駐車場及び資材置場として令和7年3月末まで一時転用するものです。農地に復元しやすいように造成は行わず、ブルーシートを全面に敷き、その上に鉄板を置く計画です。排水については、雨水のみであり、地下浸透及び北側水路に放流するとのことと地元土地改良区からの意見書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、国府地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、1番と3番から5番を許可し、2番案件を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第3号議案は1番と3番から5番を許可し、2番案件を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。なお、第1号議案、3条の2番案件は、5条許可の結果に合わせることに決定しておりますので、5条の県からの諮問の結果に合わせて許可の決定をすることになります。続きまして、第4号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書6ページを御覧ください。

1番は、加茂名地区で、所有者から通知願があったため、10月13日に宮崎委員、原田推進委員の委員2名、事務局2名、申請者側1名で現地の状況を確認しております。1番は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われまふ。

2番は、上八万地区で、9月20日に実施した農地パトロールの際に状況を確認しております。2番は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われまふ。

第4号議案は、以上2件で、対象地は畑のみ、7,523.92㎡です。御審議をよ

ろしく願います。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第4号議案の非農地通知については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第4号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。続きまして、第5号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御説明します。議案書7ページを御覧ください。今月の申請は1件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。1番の対象地は2筆、7,047㎡で、全ての農地で、継続して耕作状態にあります。

第5号議案は以上1件で、対象地は田のみ7,047㎡となっています。御審議をよろしく願います。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第5号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第5号議案については本案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてを開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明いたします。議案書8ページを御覧ください。

1番は、すべての農地で問題なく耕作を継続しております。

2番は、分筆後、転用している箇所がありますが、その他の農地は、問題なく耕作を継続しております。

9ページを御覧ください。3番は、一部道路となっている箇所がありますが当初より除外されており、相続税の猶予対象地には問題はなく耕作を継続しております。

4番は、国土調査により面積が変更されておりますが、問題なく耕作を継続しております。

10ページを御覧ください。5番は、分筆後、転用している箇所がありますが、その他の農地は、問題なく耕作を継続しております。

第6号議案は以上5件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積

は、田30,360㎡、畑7,425㎡、計37,785㎡です。御審議をよろしく願います。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第6号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第7号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、農用地利用集積計画について御説明します。それでは、議案書11ページをお開きください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により従前の例によるとされた、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。今月は新規設定が7件、再設定が45件で合計52件となっており、そのうち、賃貸借権が33件、使用貸借権が19件となっております。なお、13番について、新規就農面談を実施しました。設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から9番が、多家良地区11筆・9件、10番から16番が、勝占地区13筆・7件、17番から19番が、上八万地区4筆・3件、20番から21番が、不動地区5筆・2件、22番から30番が、応神地区18筆・9件、31番から35番が、川内地区13筆・5件、36番から38番が、国府地区7筆・3件、39番から43番が、南井上地区10筆・5件、44番から52番が、北井上地区17筆・9件となっております。

利用権設定については以上で、田68筆・79,567㎡、畑30筆・24,575㎡の合計98筆・104,142㎡となります。第7号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。御審議をよろしく願います。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、13番の新規就農面談に参加していただいた、勝占地区の佐野委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

佐野委員 それでは第7号議案、農用地利用集積計画について御説明します。9月17日の午前10時から13番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は野口委員、宮本推進委員、山本推進委員、そして私の委員4名と、借受人3名、事務局2名の9名です。借受人は、現在沖縄の一部でしか栽培されていないコーヒー豆の国産化に興味を持ち、借受地にビニールハウスを設置し、コーヒーの木を植える計画です。農業経営としては、コーヒー豆の栽培と販売が軌道に乗るまで5年ぐらいかかり、設備投資も莫大なため、今後継続的に農業を行っていく気持ちがないと経営が成立しませんが、コーヒーの実は完熟しても落ちないため、収穫も2週間に一回ぐらいいで済みますし、木も10年くらいの寿命ですが植え替えではなくて、根元から切っ

て植えなおしで対応できるため、負担が少なく、先行して栽培を行っている企業に指導を仰ぎながら、栽培を行っていくようです。今回、利用権を設定し、本格的に就農をするものでありまして農業機械については収穫までをこの農地で行い、そのあとの作業工程については先行企業が販売も含めて行うので、ビニールハウスなどのインフラ整備以外は特に必要ないようです。コーヒー豆の販売については、指導を行っていただいている先行企業が買取をしてくれていますが、長期スパンで経営を見た場合、固定客を作って、ブランド化しないと継続が難しくなるので自前で販売をできるようにやっていくとのことでした。ただし、コーヒーの場合はブランドに固定客が付きやすいのでブランド化して独立して収益を上げていくことはさほど難しいわけではないとのことでした。結論として、就農計画等に問題はなく、周辺農地への影響を考慮しながら、今後も、安定して農地を経営してほしいとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第7号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を承認することに決定いたしました。引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。議案書18ページを御覧ください。

1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。19ページにわたり相続による権利取得4件受理しました。

20ページを御覧ください。2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件交付しました。

21ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。22ページにわたり7件受理しました。

23ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。24ページにわたり8件受理しました。

25ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。4件受理しました。

26ページを御覧ください。6番は、農地改良届についてです。1件受理しました。

27ページを御覧ください。7番は農地であることの証明についてです。1件証明しました。

28ページを御覧ください。8番は地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。3件回答しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和5年10月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は11月27日（月曜日）の開催予定となっておりますので、よろしくお願い

します。ありがとうございました。